

船明ダム運動公園

施設使用料（単位：円）

野球場			午前8時30分から午前12時まで 午後1時から午後5時まで （5月1日から8月31日までは、午後7時まで）	
場所・利用区分				
野球場全部利用 入場料を徴収する場合	職業野球	職業野球	21,840	29,960
		一般	13,860	17,130
		高等学校の生徒以下	8,650	11,530
	入場料を徴収しない場合	職業野球	9,610	13,200
		一般	5,770	7,140
		高等学校の生徒以下	2,880	3,840
野球場一部利用 （グラウンド、ダックアウトのみ）	一般		3,840	4,940
	高等学校の生徒以下		1,910	2,740

運動広場			午前9時から午後5時まで2時間につき （5月1日から8月31日までは、午後7時まで）	
場所・利用区分				
運動広場				無料
備考				

1. 野球場一部利用は、グラウンド及びダッグアウトのみ利用となります。
2. 午前から午後まで連続して利用する場合の利用料は、上記表に定める利用料の合計額となります。
3. 利用時間を15分以上超過又は繰り上げて利用する場合の利用料は、1時間につき、午後の使用料を4で割った額となります。
4. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

設備利用料金

備品名	使用料（1日1回につき）	
冷暖房装置（本部席、審判室、記録放送室等）	1室1時間につき （15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）	150